



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次 規則

▽神戸空港特定運営事業等評価委員会設置規則 [港湾局空港調整課] 1200

告示

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（落合谷自治会） [企画調整局参画推進課] 1202
 ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（塩屋柏台自治会） [企画調整局参画推進課] 1202
 ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（北五葉4丁目小松すずらん台自治会） [企画調整局参画推進課] 1203
 ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（原野自治会） [企画調整局参画推進課] 1204
 ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（サンランド自治会） [企画調整局参画推進課] 1204
 ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（ラビユー学園南小東台自治会） [企画調整局参画推進課] 1205
 ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（学が丘4丁目自治会） [企画調整局参画推進課] 1206
 ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（岩岡サントウン自治会） [企画調整局参画推進課] 1206
 ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（神田自治会） [企画調整局参画推進課] 1207
 ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（西下自治会） [企画調整局参画推進課] 1208
 ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（中自治会） [企画調整局参画推進課] 1208
 ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（東下西自治会） [企画調整局参画推進課] 1209

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（桃山台自治会） [企画調整局参画推進課] 1209
 ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（南場自治会） [企画調整局参画推進課] 1210
 ▽特定非営利活動法人の認定（特定非営利活動法人インド太平洋問題研究所） [企画調整局参画推進課] 1211
 ▽神戸高齢者総合ケアセンター駐車場管理委託業務における駐車料金の徴収事務の委託 [福祉局高齢福祉課] 1211
 ▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局中部建設事務所] 1212
 ▽生活保護法等による医療機関の指定 [福祉局保護課] 1216
 ▽生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 1217
 ▽生活保護法等による施術者の指定 [福祉局保護課] 1219
 ▽生活保護法等による指定介護機関の指定 [福祉局保護課] 1220
 ▽生活保護法等による指定介護機関の名称の変更 [福祉局保護課] 1220
 ▽生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 1221
 ▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局西建設事務所] 1222
 ▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局西部建設事務所] 1223
 ▽介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定 [福祉局監査指導部] 1225
 ▽介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定 [福祉局監査指導部] 1227
 ▽介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定 [福祉局監査指導部] 1228
 ▽介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止 [福祉局監査指導部] 1229
 ▽介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止 [福祉局監査指導部] 1229
 ▽介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃止 [福祉局監査指導部] 1230

▽利用料金の承認（西神中央ホール）
[文化スポーツ局文化交流課] 1230

公 告

▽建築協定書の公開による意見の聴取（セラ
ヴィレッジ舞多間建築協定）
[建築住宅局建築指導部建築安全課] 1238

▽総合評価落札方式一般競争入札による契約
の締結（旧港島クリーンセンター解体撤去
工事に係る業務委託） [環境局施設課] 1238

▽建築協定書の提出及びその縦覧（西落合5
丁目地区建築協定）
[建築住宅局建築指導部建築安全課] 1243

▽建築協定書の公開による意見の聴取（六甲
アイランドCITYウエストコート5番街戸
建地区建築協定）
[建築住宅局建築指導部建築安全課] 1244

▽特定調達契約に係る随意契約による相手方
の決定（みなとシステムの保守・運用業務
委託一式） [港湾局港湾計画課] 1244

▽特定調達契約に係る随意契約による相手方
の決定（住民記録システム 新仮想化基盤
移行業務（令和4年度）一式）
[行財政局住民課] 1245

▽特定調達契約に係る随意契約による相手方
の決定（戸籍総合システム 新仮想化基盤
移行業務（令和4年度）一式）
[行財政局住民課] 1246

▽開発行為に関する工事の完了（東灘区御影
2丁目） [都市局都市計画課] 1247

▽特定調達契約に係る随意契約の相手方の決
定（神戸市財務会計システム運用保守業務
一式） [企画調整局デジタル戦略部] 1247

▽開発行為に関する工事の完了（垂水区西舞
子4丁目） [都市局都市計画課] 1248

▽開発行為に関する工事の完了（西区伊川谷
町） [都市局都市計画課] 1248

水 道 局

▽水道局職員の勤務時間、休日及び休暇に関
する規程等の一部を改正する規程の一部を
改正する規程 [水道局経営企画課] 1249

▽神戸市指定給水装置工事事業者の廃止
[水道局配水課] 1251

▽神戸市指定給水装置工事事業者の指定
[水道局配水課] 1251

▽神戸市指定給水装置工事事業者の廃止
[水道局配水課] 1251

▽神戸市指定給水装置工事事業者の廃止
[水道局配水課] 1252

選挙管理委員会

▽神戸市区選挙管理委員会規程の一部を改正
する規程 [選挙管理委員会事務局] 1253

監 査 委 員

▽監査公表 [監査事務局第1課] 1257

規 則

神戸空港特定運営事業等評価委員会設置規則をここに公布する。

令和4年5月12日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第4号

神戸空港特定運営事業等評価委員会設置規則

(設置)

第1条 執行機関の附属機関に関する条例(昭和31年11月条例第36号)第1条第2項の規定に基づき、神戸空港特定運営事業等評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、神戸空港特定運営事業等の評価に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(会議の公開等)

第8条 委員会の会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で議決したときは、この限りでない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、港湾局空港調整課において処理する。

(施行細目の委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

告 示

神戸市告示第96号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月2日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

落合谷自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区岩岡町岩岡654番地の226

(3) 代表者の氏名

大岡 仁孝

(4) 代表者の住所

神戸市西区岩岡町岩岡654番地の226

2 変更があった事項及びその内容

(1) 主たる事務所の所在地

「神戸市西区岩岡町岩岡654番地の214」を「神戸市西区岩岡町岩岡654番地の226」に改める。

(2) 代表者の氏名

「中村 泰三」を「大岡 仁孝」に改める。

(3) 代表者の住所

「神戸市西区岩岡町岩岡654番地の214」を「神戸市西区岩岡町岩岡654番地の226」に改める。

3 変更の年月日

令和4年2月26日

神戸市告示第97号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月2日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

塩屋柏台自治会

(2) 主たる事務所

神戸市垂水区塩屋北町4丁目7番24号

(3) 代表者の氏名

山内 隆司

(4) 代表者の住所

神戸市垂水区下畑町字真田山277番372号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名 「北川 豊」を「山内 隆司」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市垂水区塩屋北町4丁目14番9号」を「神戸市垂水区下畑町字真田山277番372号」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月1日

神戸市告示第98号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

北五葉4丁目小松すずらん台自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区北五葉4丁目15番8号

(3) 代表者の氏名

池田 悦子

(4) 代表者の住所

神戸市北区北五葉4丁目15番8号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 主たる事務所の所在地

「神戸市北区北五葉4丁目11番59号」を「神戸市北区北五葉4丁目15番8号」に改める。

(2) 代表者の氏名

「中谷 聡志」を「池田 悦子」に改める。

(3) 代表者の住所

「神戸市北区北五葉4丁目11番59号」を「神戸市北区北五葉4丁目15番8号」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月1日

神戸市告示第99号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月9日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

原野自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区山田町原野字クノ木2番地

(3) 代表者の氏名

古川 隆明

(4) 代表者の住所

神戸市北区山田町原野字樋詰9番地

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「道幸 辰夫」を「古川 隆明」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市北区山田町原野字湯廻尾10番地の1」を「神戸市北区山田町原野字樋詰9番地」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月1日

神戸市告示第123号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月11日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

サンランド自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区北山台3丁目3番10号

(3) 代表者の氏名

鯛谷 亮

(4) 代表者の住所

神戸市西区北山台3丁目2番34号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「竹本 守男」を「鯛谷 亮」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市西区北山台3丁目24番8号」を「神戸市西区北山台3丁目2番34号」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月3日

神戸市告示第124号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月11日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

ラビュー学園南小東台自治会

(2) 主たる事務所

神戸市垂水区小東台868番地の974

(3) 代表者の氏名

三浦 彰子

(4) 代表者の住所

神戸市垂水区小東山868番地の1090

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「辰 雅俊」を「三浦 彰子」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市垂水区小東台868番地の1074」を「神戸市垂水区小東山868番地の1090」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月10日

神戸市告示第125号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月11日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体**(1) 名称**

学が丘4丁目自治会

(2) 主たる事務所

神戸市垂水区学が丘4丁目11番38号

(3) 代表者の氏名

徳田 砂世子

(4) 代表者の住所

神戸市垂水区学が丘4丁目11番38号

2 変更があった事項及びその内容**(1) 主たる事務所の所在地**

「神戸市垂水区学が丘4丁目24番18-1号」を「神戸市垂水区学が丘4丁目11番38号」に改める。

(2) 代表者の氏名

「前田 寛子」を「徳田 砂世子」に改める。

(3) 代表者の住所

「神戸市垂水区学が丘4丁目24番18-1号」を「神戸市垂水区学が丘4丁目11番38号」に改める。

3 変更の年月日

令和4年3月28日

神戸市告示第126号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月11日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体**(1) 名称**

岩岡サンタウン自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区岩岡町岩岡616番地の113

(3) 代表者の氏名

中井 義郎

(4) 代表者の住所

神戸市西区岩岡町岩岡616番地の61

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「山緑 秀司」を「中井 義郎」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市西区岩岡町岩岡616番地の93」を「神戸市西区岩岡町岩岡616番地の61」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月3日

神戸市告示第127号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月11日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

神田自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区淡河町神田369番地

(3) 代表者の氏名

中野 昭一

(4) 代表者の住所

神戸市北区淡河町神田140番地

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「福寄 貞美」を「中野 昭一」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市北区淡河町神田660番地」を「神戸市北区淡河町神田140番地」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月1日

神戸市告示第128号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月11日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体**(1) 名称**

西下自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区山田町西下字大道下32番地の3

(3) 代表者の氏名

岸本 治

(4) 代表者の住所

神戸市北区山田町西下字下比良記35番地の2

2 変更があった事項及びその内容**(1) 代表者の氏名**

「藤田 兆治」を「岸本 治」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市北区山田町西下字大道下7番地」を「神戸市北区山田町西下字下比良記35番地の2」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月1日

神戸市告示第129号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月11日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体**(1) 名称**

中自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区山田町中字合ノ元21番地

(3) 代表者の氏名

柏木 和宏

(4) 代表者の住所

神戸市北区山田町中字宮ノ片11番地の1

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「山下 勝康」を「柏木 和宏」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市北区山田町中字東畑1番地」を「神戸市北区山田町中字宮ノ片11番地の1」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月1日

神戸市告示第130号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月11日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

東下西自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区山田町東下字翁ヶ谷31番地の3

(3) 代表者の氏名

中阪 勝

(4) 代表者の住所

神戸市北区山田町東下字野田北30番地

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「林 一志」を「中阪 勝」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市北区山田町東下字野田北3番地の2」を「神戸市北区山田町東下字野田北30番地」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月1日

神戸市告示第131号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規

定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月11日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

桃山台自治会

(2) 主たる事務所

神戸市垂水区桃山台4丁目1番地の12

(3) 代表者の氏名

西田 智賀子

(4) 代表者の住所

神戸市垂水区桃山台5丁目4番地の13

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「相川 美由紀」を「西田 智賀子」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市垂水区桃山台5丁目14番地の10」を「神戸市垂水区桃山台5丁目4番地の13」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月3日

神戸市告示第132号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月11日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

南場自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区岩岡町古郷928番地の8

(3) 代表者の氏名

碓永 正彦

(4) 代表者の住所

神戸市西区岩岡町古郷957番地の1

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「碓永 慶三」を「碓永 正彦」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市西区岩岡町古郷845番地の7」を「神戸市西区岩岡町古郷957番地の1」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月1日

神戸市告示第133号

次の特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の認定を行ったので、同法第49条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月12日

神戸市長 久元喜造

法人名	特定非営利活動法人インド太平洋問題研究所
代表者	箕原 俊洋
所在地	神戸市灘区六甲台町2-1 神戸大学大学院法学研究科 箕原俊洋研究室
目的	この法人は、国際政治、地域政治、国際法、メディア、安全保障など各分野において高度な知識を有する有識者や専門家を結び付け、インド太平洋地域への知見と関心を有するこれらプロフェッショナルによる積極的な情報交換とネットワークの構築を図ると共に、学術・教育活動の交流の場を提供することにより、インド太平洋地域における人々の相互理解、平和と安定の持続を目指した健全な協力関係を促進し、同域内のさらなる繁栄に貢献することを目的とする。
有効期間	5年間（令和4年5月12日から令和9年5月11日まで）

神戸市告示第145号

地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第158条第1項の規定により、神戸高齢者総合ケアセンター駐車場の駐車料金徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月24日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

東京都品川区西五反田2丁目20番4号

タイムズ24グループ

代表者 タイムズ24株式会社

代表取締役社長 西川 光一

2 委託年月日
令和4年4月1日

神戸市告示第146号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月24日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

三宮保管所及び湊町保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺	自転車 29台	令和4年4月1日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 2台		
	元町駅周辺	自転車 12台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		

三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	46台	令和4年4 月4日	設事務所 電話511-0515				
	原動機付自転車	1台						
元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	3台	令和4年4 月6日					
	原動機付自転車	0台						
春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	3台			令和4年4 月6日			
	原動機付自転車	0台						
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	60台				令和4年4 月6日		
	原動機付自転車	1台						
元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	2台					令和4年4 月6日	
	原動機付自転車	0台						
春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	1台						令和4年4 月6日
	原動機付自転車	0台						
駐輪場内	自転車	2台		令和4年4 月6日				
	原動機付自転車	0台						
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	29台	令和4年4 月7日					
	原動機付自転車	1台						
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	24台			令和4年4 月11日			
	原動機付自転車	0台						
元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	4台				令和4年4 月11日		
	原動機付自転車	0台						
春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	2台					令和4年4 月11日	
	原動機付自転車	0台						
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	18台						令和4年4 月13日
	原動機付自転車	0台						
元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	2台		令和4年4 月13日				
	原動機付自転車	0台						
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	42台	令和4年4 月14日					
	原動機付自転車	0台						
元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	5台			令和4年4 月14日			
	原動機付自転車	0台						
春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	2台				令和4年4 月14日		
	原動機付自転車	0台						
中央区・兵庫区長期放 置	自転車	33台					令和4年4 月15日	
	原動機付自転車	0台						
三宮駅周辺	自転車	34台					令和4年4	

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	月16日
	三宮駅周辺	自転車	58台	令和4年4月18日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	元町駅周辺	自転車	5台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	駐輪場内	自転車	1台	
		原動機付自転車	0台	
	三宮駅周辺	自転車	51台	令和4年4月20日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	3台	
	元町駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	三宮駅周辺	自転車	25台	令和4年4月22日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	元町駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	三宮駅周辺	自転車	24台	令和4年4月23日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	元町駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	三宮駅周辺	自転車	58台	令和4年4月28日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	元町駅周辺	自転車	6台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	駐輪場内	自転車	2台	
		原動機付自転車	0台	
	中央区長期放置	自転車	37台	令和4年4月30日
		原動機付自転車	0台	
兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	神戸駅周辺	自転車	24台	令和4年4月8日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	兵庫駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	新開地駅周辺	自転車	14台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	湊川駅周辺	自転車	17台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	

駐輪場内	自転車	5台	令和4年4月12日	
	原動機付自転車	0台		
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	19台		
	原動機付自転車	0台		
兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	1台		
	原動機付自転車	0台		
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	18台		
	原動機付自転車	0台		
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	14台		
	原動機付自転車	0台		
駐輪場内	自転車	8台		
	原動機付自転車	0台		
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	25台		令和4年4月19日
	原動機付自転車	0台		
兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	2台		
	原動機付自転車	0台		
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	10台		
	原動機付自転車	0台		
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	8台		
	原動機付自転車	0台		
和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	1台		
	原動機付自転車	0台		
駐輪場内	自転車	2台		
	原動機付自転車	0台		
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	22台	令和4年4月25日	
	原動機付自転車	0台		
兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	2台		
	原動機付自転車	0台		
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	6台		
	原動機付自転車	1台		
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	16台		
	原動機付自転車	1台		
駐輪場内	自転車	1台		
	原動機付自転車	0台		
兵庫区長期放置	自転車	28台	令和4年4	

原動機付自転車 0台 月30日

神戸市告示第147号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年5月24日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	指定年月日
住吉内科ハートクリニック	神戸市東灘区青木5丁目5番13号	令和4年4月1日
医療法人社団 アキヨシクリニック	神戸市須磨区飛松町3丁目1番2号	令和4年4月1日
いちせ内科リウマチクリニック	神戸市垂水区陸ノ町2番地3	令和4年4月1日
にしだファミリークリニック	神戸市北区山田町上谷上字古々山31番地1	令和4年4月1日
いちまる内科・呼吸器内科クリニック	神戸市北区緑町7丁目2番3号	令和4年4月1日
糖尿病内科まつだクリニック	神戸市西区王塚台7丁目78番地	令和4年4月1日
梶歯科医院	神戸市垂水区天ノ下町1番地10	令和4年4月1日
阪神調剤薬局 魚崎店	神戸市東灘区魚崎中町4丁目6番15号	令和4年4月1日
なぎさ薬局	神戸市灘区岩屋北町2丁目3番13号	令和4年4月1日
アイリス薬局 長田店	神戸市長田区長田町2丁目3番19号	令和4年4月1日
フタツカ薬局 大池店	神戸市須磨区大池町5丁目16番4号	令和4年4月1日
エムハート薬局 コスモス店	神戸市須磨区神の谷2丁目9番5号	令和4年4月1日
フタツカ薬局 神戸舞子店	神戸市垂水区舞子台2丁目9番30号	令和4年4月1日
フタツカ薬局 ガーデンシティ舞多聞	神戸市垂水区舞多聞西5丁目1番5号	令和4年4月1日
フタツカ薬局 西舞子	神戸市垂水区西舞子2丁目1番43号	令和4年4月1日
フタツカ薬局 桃山台店	神戸市垂水区桃山台3丁目1番9号	令和4年4月1日
フタツカ薬局 柏台店	神戸市垂水区塩屋北町3丁目6番4号	令和4年4月1日
フタツカ薬局 上高丸	神戸市垂水区上高丸1丁目3番5号	令和4年4月1日
フタツカ薬局 垂水駅前	神戸市垂水区神田町4番地13	令和4年4月1日

フタツカ薬局 小束台	神戸市垂水区小束台868番地1135	令和4年4月1日
フタツカ薬局 東多聞台	神戸市垂水区学が丘7丁目1番32号	令和4年4月1日
フタツカ薬局 桃山南店	神戸市垂水区桃山台2丁目9番3号	令和4年4月1日
オリーブ薬局	神戸市垂水区福田3丁目3番17号	令和4年4月1日
フタツカ薬局 ポートアイランド	神戸市中央区港島中町4丁目6番2号	令和4年4月1日
みやこ調剤薬局 元町店	神戸市中央区下山手通5丁目7番7号	令和4年4月1日
フタツカ薬局 中央市民病院前	神戸市中央区港島南町2丁目1番11号	令和4年4月1日
エムハート薬局 京町店	神戸市中央区京町70番地	令和4年4月1日
サンドラッグ三宮旭通薬局	神戸市中央区旭通5丁目1番6号	令和4年5月1日
阪神調剤薬局 神鋼店	神戸市中央区脇浜町1丁目4番47号	令和4年4月1日
フタツカ薬局 みたに店	神戸市西区水谷2丁目20番2号	令和4年4月1日
フタツカ薬局 伊川谷店	神戸市西区伊川谷町有瀬36番地12	令和4年4月1日
フタツカ薬局 伊川谷南店	神戸市西区伊川谷町潤和1436番地4	令和4年4月1日
フタツカ薬局 井吹西店	神戸市西区井吹台西町4丁目4番4号	令和4年4月1日
フタツカ薬局 井吹東店	神戸市西区井吹台東町4丁目21番3号	令和4年4月1日
フタツカ薬局 枝吉店	神戸市西区枝吉1丁目77番2号	令和4年4月1日
フタツカ薬局 秋葉台店	神戸市西区秋葉台2丁目1番231号	令和4年4月1日
フタツカ薬局 神陵台店	神戸市西区伊川谷町有瀬79番地1	令和4年4月1日
フタツカ薬局 竹の台店	神戸市西区竹の台2丁目18番1号	令和4年4月1日
フタツカ薬局 神戸西店	神戸市西区持子2丁目16番3号	令和4年4月1日
アルカ前開南薬局	神戸市西区前開南町1丁目4番10号	令和4年5月1日
コスモズ薬局 西神戸店	神戸市西区枝吉5丁目156	令和4年4月1日
グリーン薬局 伊川谷店	神戸市西区池上2丁目5番4号	令和4年4月1日
たるみな倶楽部	神戸市垂水区宮本町1番28号	令和4年3月1日
訪問看護ココロステーション ミモ神戸	神戸市中央区八幡通1丁目1番19号	令和4年4月1日

神戸市告示第148号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年5月24日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
住吉脳外科クリニック	神戸市東灘区青木5丁目5番13号	令和4年3月31日
アキヨシクリニック	神戸市須磨区飛松町3丁目1番2号	令和4年3月31日
前川内科・リウマチ科	神戸市垂水区陸ノ町2番地3	令和4年3月31日
深堀呼吸器科・内科クリニック	神戸市北区緑町7丁目2番3号	令和4年3月31日
糖尿病内科かいせいクリニック	神戸市西区王塚台7丁目78	令和4年3月31日
梶歯科医院	神戸市垂水区天ノ下町1番地1	令和4年3月31日
阪神調剤薬局 魚崎店	神戸市東灘区魚崎中町4丁目6番14号	令和4年3月31日
なぎさ薬局	神戸市灘区岩屋北町2丁目3番13号	令和4年3月31日
キリン堂薬局 水道筋店	神戸市灘区水道筋4丁目1番16号	令和4年3月31日
ユニ薬局	神戸市長田区蓮宮通3丁目1	令和4年3月31日
アイリス薬局長田店	神戸市長田区長田町2丁目3番19号	令和4年3月31日
エムハート薬局 コスモス店	神戸市須磨区神の谷2丁目9番5号	令和4年3月31日
フタツカ薬局 大池店	神戸市須磨区大池町5丁目16番4号	令和4年3月31日
フタツカ薬局舞子	神戸市垂水区舞子台2丁目9番30号	令和4年3月31日
フタツカ薬局桃山台店	神戸市垂水区桃山台3丁目1番9号	令和4年3月31日
フタツカ薬局柏台店	神戸市垂水区塩屋北町3丁目6番4号	令和4年3月31日
フタツカ薬局垂水駅前	神戸市垂水区神田町4番地13	令和4年3月31日
フタツカ薬局西舞子店	神戸市垂水区西舞子2丁目1番43号	令和4年3月31日
フタツカ薬局上高丸	神戸市垂水区上高丸1丁目3番5号	令和4年3月31日
フタツカ薬局 ガーデンシティ舞多間	神戸市垂水区舞多間西5丁目1番5号	令和4年3月31日
フタツカ薬局桃山南店	神戸市垂水区桃山台2丁目9番3号	令和4年3月31日
フタツカ薬局 小束台	神戸市垂水区小束台868番地1135	令和4年3月31日
フタツカ薬局 東多聞台	神戸市垂水区学が丘7丁目1番32号	令和4年3月31日
オリーブ薬局	神戸市垂水区福田3丁目3番17号	令和4年3月31日
フタツカ薬局ポートアイランド	神戸市中央区港島中町4丁目6番2号	令和4年3月31日
フタツカ薬局中央市民病院前	神戸市中央区港島南町2丁目1番11号	令和4年3月31日
エムハート薬局 京町店	神戸市中央区京町70番地	令和4年3月31日
阪神調剤薬局 神鋼店	神戸市中央区割塚通3丁目5	令和4年3月31日
みやこ調剤薬局 元町店	神戸市中央区下山手通5丁目7番7号	令和4年3月31日

いちご薬局西神戸店	神戸市西区枝吉5丁目156	令和4年3月31日
阪神調剤薬局 伊川谷店	神戸市西区池上2丁目5番4号	令和4年3月31日
フタツカ薬局 西神戸店	神戸市西区持子2丁目16番3号	令和4年3月31日
フタツカ薬局 伊川谷店	神戸市西区伊川谷町有瀬36番地12	令和4年3月31日
フタツカ薬局 秋葉台店	神戸市西区秋葉台2丁目1番231号	令和4年3月31日
フタツカ薬局 枝吉店	神戸市西区枝吉1丁目77番2号	令和4年3月31日
フタツカ薬局 井吹東店	神戸市西区井吹台東町4丁目21番3号	令和4年3月31日
フタツカ薬局 伊川谷南店	神戸市西区伊川谷町潤和1436番地4	令和4年3月31日
フタツカ薬局 竹の台店	神戸市西区竹の台2丁目18番1号	令和4年3月31日
フタツカ薬局 みたに店	神戸市西区水谷2丁目20番2号	令和4年3月31日
フタツカ薬局 神陵台店	神戸市西区伊川谷町有瀬79番地1	令和4年3月31日
フタツカ薬局 井吹西店	神戸市西区井吹台西町4丁目4番4号	令和4年3月31日

神戸市告示第149号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年5月24日

神戸市長 久元喜造

柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
ゆるり整体整骨院	渡邊 紅	神戸市垂水区神田町2番地17	令和4年4月1日

あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
フレアス在宅マッサージ神戸東灘区施術所	田所 宗助	神戸市東灘区向洋町中5丁目6番2号	令和4年4月1日

はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
フレアス在宅マッサージ神戸東灘区施術所	田所 宗助	神戸市東灘区向洋町中5丁目6番2号	令和4年4月1日

神戸市告示第150号

次の介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年5月24日

神戸市長 久元喜造

当該指定にかかる介護事業所の名称	当該指定にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービス種類
ケアステーションここあ	神戸市中央区北長狭通4丁目7番28号	合同会社あゆむ	神戸市中央区北長狭通4丁目7番28号	令和2年3月1日	訪問介護

神戸市告示第151号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年5月24日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
(新) ケアプランスイッチオン神戸御影居宅介護支援事業所 (旧) ケアプランスイッチオン神戸北野居宅介護支援	神戸市中央区北野町4丁目10番5号	株式会社スイッチオンサービス	兵庫県伊丹市鴻池3丁目16番10号	令和4年3月1日	居宅介護支援

事業所					
(新) 明舞ケ アライフ (旧) ケアサ ミット	神戸市垂水区 名谷町1011番 地1	株式会社 k u s k u s	神戸市垂水区南 多聞台8丁目1	令和4年3 月1日	訪問介護 介護予防訪問 サービス
(新) 三宮ケ アプランセン ター (旧) ぽー愛 三宮ケアプラ ンセンター	神戸市中央区 三宮町1丁目 8番1号	社会福祉法人 明倫福祉会	神戸市中央区港 島中町5丁目2 番地	令和4年4 月1日	居宅介護支援

神戸市告示第152号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年5月24日

神戸市長 久 元 喜 造

当該廃止にか かる介護事業 所の名称	当該廃止にか かる介護事業 所の所在地	介護事業者の 名称	介護事業者の主 たる事務所の所 在 地	廃止年月日	サービス種類
前川内科・リ ウマチ科	神戸市垂水区 陸ノ町2番地 3	前川 宗一郎	神戸市西区学園 西町7丁目1番 744号	令和4年3 月31日	訪問看護 訪問リハビリ テーション 居宅療養管理 指導 介護予 防訪問看護 介護予防訪問 リハビリテー ション 介護予防居宅 療養管理指導

ユニ薬局	神戸市長田区 蓮宮通3丁目 1	大嶋 法子	神戸市長田区腕 塚町3丁目2番 16号	令和4年3 月31日	居宅療養管理 指導 介護予 防居宅療養管 理指導
フタツカ薬局 西舞子店	神戸市垂水区 西舞子2丁目 1番43号	株式会社大新 堂	神戸市垂水区桃 山台2丁目9番 3号	令和4年3 月31日	居宅療養管理 指導 介護予 防居宅療養管 理指導
フタツカ薬局 ポートアイラ ンド	神戸市中央区 港島中町4丁 目6番2号	株式会社大新 堂	神戸市垂水区桃 山台2丁目9番 地の3	令和4年3 月31日	居宅療養管理 指導 介護予 防居宅療養管 理指導
フタツカ薬局 中央市民病院 前	神戸市中央区 港島南町2丁 目1番11号	株式会社大新 堂	神戸市垂水区桃 山台2丁目9番 地の3	令和4年3 月31日	居宅療養管理 指導 介護予 防居宅療養管 理指導
ケアステーシ ョンここあ	神戸市兵庫区 御所通1丁目 4番8号	合同会社あゆ む	神戸市長田区御 蔵通4丁目201 番1号	令和2年2 月29日	訪問介護

神戸市告示第153号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月24日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア）火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（イ）土曜日 午後1時から午後5時まで。

（ウ）条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続6日間、平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話992-3763	西神中央駅周辺内自転車等放置禁止区域	自転車 2台	令和4年3月8日	西区玉津町今津字宮の西333番地の1建設局西建設事務所 電話912-3750
	西神南駅周辺内自転車等放置禁止区域	自転車 2台	令和4年3月22日	
	西建設事務所管内自転車等放置禁止区域外長期放置	自転車 5台	令和4年3月29日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話795-4618	伊川谷駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台	令和4年3月15日	

神戸市告示第154号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月24日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

(ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。)

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 19台 原動機付自転車 1台	令和4年4月7日	神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石1番地の1 建設局西部建設事務所 電話742-2424
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 12台 原動機付自転車		
長田区御屋敷通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 25台 原動機付自転車	令和4年4月12日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 26台 原動機付自転車		
長田区西代通1丁目1番 西代保管所	板宿駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車	令和4年4月13日	
須磨区西落合6丁目1番 名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車	令和4年4月14日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 5台 原動機付自転車		
長田区御屋敷通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車	令和4年4月19日	
	長田・須磨区管内長期	自転車 14台		

	放置	原動機付自転車		
須磨区須磨浦通2丁目2番須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車	令和4年4月20日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 1台 原動機付自転車		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車	令和4年4月21日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 6台 原動機付自転車		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車	令和4年4月26日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 39台 原動機付自転車		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車	令和4年4月27日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 15台 原動機付自転車 2台		

神戸市告示第155号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条の規定により告示する。

令和4年5月24日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2860190434	訪問看護ステーション toc toc	兵庫県神戸市東灘区御影中町2丁目1番16号	一般社団法人 bell e vie	兵庫県神戸市東灘区御影中町2丁目1番16号	令和4年5月1日	介護予防訪問看護
2860190434	訪問看護ステーション toc toc	兵庫県神戸市東灘区御影中町2丁目1番16号	一般社団法人 bell e vie	兵庫県神戸市東灘区御影中町2丁目1番16号	令和4年5月1日	訪問看護

2860190442	訪問看護ステーションわか	兵庫県神戸市東灘区本山中町4丁目8-3-303	株式会社リンクス	兵庫県神戸市東灘区本山中町3丁目1番20-204号	令和4年5月1日	介護予防訪問看護
2860190442	訪問看護ステーションわか	兵庫県神戸市東灘区本山中町4丁目8-3-303	株式会社リンクス	兵庫県神戸市東灘区本山中町3丁目1番20-204号	令和4年5月1日	訪問看護
2860590476	みんなのかけ訪問看護ステーション神戸	兵庫県神戸市兵庫区浜崎通5番24号エスペラル神戸0503号室	株式会社デザインケア	愛知県名古屋市中村区名駅2丁目38番2号	令和4年5月1日	介護予防訪問看護
2860590476	みんなのかけ訪問看護ステーション神戸	兵庫県神戸市兵庫区浜崎通5番24号エスペラル神戸0503号室	株式会社デザインケア	愛知県名古屋市中村区名駅2丁目38番2号	令和4年5月1日	訪問看護
2860890454	訪問看護ステーションしおや助っ人	兵庫県神戸市垂水区塩屋町4丁目3-40-204	株式会社しおやナーシング	兵庫県神戸市垂水区塩屋町1丁目1番18-202号	令和4年5月1日	介護予防訪問看護
2860890454	訪問看護ステーションしおや助っ人	兵庫県神戸市垂水区塩屋町4丁目3-40-204	株式会社しおやナーシング	兵庫県神戸市垂水区塩屋町1丁目1番18-202号	令和4年5月1日	訪問看護
2870703499	介護しよっぶ神港園	兵庫県神戸市須磨区白川台1丁目34-1	社会福祉法人神港園	兵庫県神戸市西区神出町東字丸々岡1188番地の345	令和4年5月1日	介護予防福祉用具貸与
2870703499	介護しよっぶ神港園	兵庫県神戸市須磨区白	社会福祉法人神港園	兵庫県神戸市西区神出	令和4年5月1日	特定介護予防福祉用具

		川台1丁目 34-1		町東字丸々 岡1188番地 の345		販売
2870703499	介護しよっ ぶ神港園	兵庫県神戸 市須磨区白 川台1丁目 34-1	社会福祉法 人神港園	兵庫県神戸 市西区神出 町東字丸々 岡1188番地 の345	令和4年5 月1日	特定福祉用 具販売
2870703499	介護しよっ ぶ神港園	兵庫県神戸 市須磨区白 川台1丁目 34-1	社会福祉法 人神港園	兵庫県神戸 市西区神出 町東字丸々 岡1188番地 の345	令和4年5 月1日	福祉用具貸 与
2875004133	いちらんへ ルパーステ ーション	兵庫県神戸 市北区山田 町小部字西 ノ岡谷18- 9	株式会社い ちらん	兵庫県神戸 市北区山田 町小部字西 ノ岡谷18- 9	令和4年5 月1日	訪問介護
2875104313	ケアプラン センターA Z 神戸	兵庫県神戸 市中央区東 川崎町6- 6-6-2 -201号	株式会社A f e p	兵庫県西宮 市柏堂町10 番11-1号	令和4年5 月1日	居宅介護支 援
2875104321	しろはと神 戸	兵庫県神戸 市中央区南 本町通4- 5-4	合同会社し ろはと神戸	兵庫県神戸 市長田区大 塚町1丁目 2番2号	令和4年5 月1日	訪問介護
2875205136	ケアプラン センター 三芳苑	兵庫県神戸 市西区伊川 谷町潤和 1447-1	社会福祉法 人松風会	兵庫県加古 川市平岡町 一色85-1	令和4年5 月1日	居宅介護支 援

神戸市告示第156号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和4年5月24日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2870804396	介護サービス ミニコ	兵庫県神戸市垂水区上高丸1丁目8-16春美ビル	NPO法人 オープンエア	兵庫県神戸市垂水区下畑町498番地53号	令和4年5月1日	介護予防訪問サービス
2875004133	いちらんヘルパーステーション	兵庫県神戸市北区山田町小部字西ノ岡谷18-9	株式会社いちらん	兵庫県神戸市北区山田町小部字西ノ岡谷18-9	令和4年5月1日	介護予防訪問サービス
2875004133	いちらんヘルパーステーション	兵庫県神戸市北区山田町小部字西ノ岡谷18-9	株式会社いちらん	兵庫県神戸市北区山田町小部字西ノ岡谷18-9	令和4年5月1日	生活支援訪問サービス
2890500255	平野デイサービスセンターここび	兵庫県神戸市兵庫区平野町字服山182-4	株式会社らくわ	兵庫県神戸市兵庫区西上橋通1丁目1番8号	令和4年5月1日	介護予防通所サービス

神戸市告示第157号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11の規定により告示する。

令和4年5月24日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2890500255	平野デイサービスセンターここび	兵庫県神戸市兵庫区平野町字服山182-4	株式会社らくわ	兵庫県神戸市兵庫区西上橋通1丁目1番8号	令和4年5月1日	地域密着型通所介護

神戸市告示第158号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

令和4年5月24日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2860890355	訪問看護ステーション 助っ人	兵庫県神戸市垂水区塩屋町4丁目3-40 竹内マンション204号室	合同会社介護リハビリ事業団	兵庫県神戸市兵庫区里山町1-224	令和4年4月30日	介護予防訪問看護
2860890355	訪問看護ステーション 助っ人	兵庫県神戸市垂水区塩屋町4丁目3-40 竹内マンション204号室	合同会社介護リハビリ事業団	兵庫県神戸市兵庫区里山町1-224	令和4年4月30日	訪問看護

神戸市告示第159号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和4年5月24日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2870501893	平野デイサービスセンター ここび	兵庫県神戸市兵庫区平野町字服山	株式会社ライテック	兵庫県神戸市兵庫区西上橋通1丁	令和4年4月30日	介護予防通所サービス

	182-4	目1-8	
--	-------	------	--

神戸市告示第160号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和4年5月24日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2870501893	平野デイサービスセンターここび	兵庫県神戸市兵庫区平野町字服山182-4	株式会社ライテック	兵庫県神戸市兵庫区西上橋通1丁目1-8	令和4年4月30日	地域密着型通所介護

神戸市告示第161号

西神中央ホール条例（令和3年9月条例第14号。以下「条例」という。）第19条の規定により西神中央ホールの指定管理者の指定を受けた株式会社シアターワークショップが、その収入として収受する施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について、条例第11条第2項の規定により承認したので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月24日

神戸市長 久元喜造

1 西神中央ホール利用料金の額

(1) ホール、スタジオ、ピアノ室、ルーム、アートスペース、交流広場

施設	利用料金						
	使用時間 使用区分	全日 (午前9時から午後10時まで)	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後10時まで)
ホール	平日	77,000円	24,800円	33,000円	33,000円	57,800円	66,000円
	土曜日、日曜日、及び休日	93,000円	29,700円	39,600円	39,600円	69,300円	79,200円

スタジオ1	平日 土曜日、日曜日、 及び休日	15,900円	4,300円	5,800円	5,800円	10,100円	11,600円
スタジオ2	平日 土曜日、日曜日、 及び休日	1時間につき 200円					
スタジオ3	平日 土曜日、日曜日、 及び休日	1時間につき 300円					
スタジオ4	平日 土曜日、日曜日、 及び休日	1時間につき 600円					
ピアノ室	平日 土曜日、日曜日、 及び休日	1時間につき 1,000円					
ルーム1 ホール一体 利用時	平日 土曜日、日曜日、 及び休日	1,200円	1,600円	1,600円	2,800円	3,200円	4,400円
ルーム2 ホール一体 利用時	平日 土曜日、日曜日、 及び休日	900円	1,200円	1,200円	2,100円	2,400円	3,300円
ルーム3 ホール一体 利用時	平日 土曜日、日曜日、 及び休日	600円	800円	800円	1,400円	1,600円	2,200円
ルーム4 ホール一体 利用時	平日 土曜日、日曜日、 及び休日	600円	800円	800円	1,400円	1,600円	2,200円
ルーム1 通常利用時	平日 土曜日、日曜日、 及び休日	1時間につき 400円					
ルーム2 通常利用時	平日 土曜日、日曜日、 及び休日	1時間につき 300円					
ルーム3 通常利用時	平日 土曜日、日曜日、 及び休日	1時間につき 200円					
ルーム4 通常利用時	平日 土曜日、日曜日、 及び休日	1時間につき 200円					
アート スペース	平日 土曜日、日曜日、 及び休日	4,000円	5,300円	5,300円	9,300円	10,600円	14,600円
交流広場	平日 土曜日、日曜日、 及び休日	4,000円	5,300円	5,300円	9,300円	10,600円	14,600円

備考

- 1 利用者が西神中央ホールを利用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときの利用料金の額は、この表に規定する額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、(2)または(2)と(3)のいずれにも該当するときは(1)または(2)のみ適用する。
 - (1) ホール利用者が入場者から最高額3,000円を超える入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき。 200パーセント
 - (2) ホール利用者が営業又は宣伝を目的として利用するとき。 200パーセント
 - (3) 神戸市内に住所を有しない利用者（法人その他団体にあつては、代表者の住所又は事務所の所在地を市内に有しないもの）がホールを利用するとき。 150パーセント
 - (4) 練習のためにホールを利用するとき（その利用の日の60日前から14日前までの間に申込みをしたものに限る）。 50パーセント
 - (5) ホールの本番利用に関連して、練習のためにホールを本番日以外の日を利用するとき。 50パーセント
 - (6) ホールの本番利用に関連して準備、撤去その他これらに類する作業のためにホールを本番日以外の日を利用するとき。 50パーセント
 - (7) 利用日の60日前から14日前までに利用申込し、ホールとアートを同日・同時間枠で利用するとき。 ホール50パーセント
 - (8) アートスペースと交流広場を同日・同時間枠で利用するとき。 アートスペース50パーセント
 - (9) スタジオ4を学生が利用するとき。 50パーセント
 - (10) 神戸市の障害者団体名簿登録団体等が利用するとき。
ホール、アートスペース、交流広場、スタジオ1、スタジオ4、ルーム1、ルーム2 50パーセント
 - (11) 障害者が利用するとき。 スタジオ2、スタジオ3、ルーム3、ルーム4、ピアノ室 50パーセント
- 2 許可された使用時間以外の時間を利用した場合の超過利用料金の額は、1時間につき、次の各号に掲げる施設の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、1時間未満の端数は、1時間として計算する。
 - (1) ホール 平日8,300円 土曜日、日曜日及び休日9,900円
 - (2) スタジオ1 1,500円
 - (3) アートスペース 1,400円
 - (4) 交流広場 1,400円
- 3 利用者が商材制作等で施設内の撮影を行う際の利用料金の額は、この表に規定する額とする。

施設共用部で撮影を行う際の利用料金の額は、1時間につき、次に各号に掲げる撮影形態に応じてそれぞれ当該各号に定める額とする。

 - (1) 写真撮影 3,000円
 - (2) 動画撮影 5,000円
- 4 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは国民

の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

(2) アートウォール利用料金（1か月の利用料金）

高さ 幅	～300mm	301mm ～600mm	601mm ～900mm	901mm ～1200mm	1201mm ～1500mm
～300mm	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円
301mm ～600mm	2,500円	3,000円	3,000円	3,500円	4,000円
601mm ～900mm	3,000円	3,000円	3,500円	3,500円	4,000円
901mm ～1200mm	3,500円	3,500円	3,500円	4,000円	4,000円
1201mm ～1500mm	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,500円

備考

- この表において「高さ」及び「幅」とは、利用するアートウォールの高さ及び幅をいう。
- 1か月未満の端数は、1か月として計算する。

(3) 附属設備の利用料金

ホール設備【1区分あたり】

	名 称	単 位	料金(単位:円)
舞 台 設 備	指揮者台	1台	400
	指揮者用譜面台	1台	200
	演奏者用譜面台	1台	100
	ピアノ椅子A(背付き) ※単独利用の場合に適用	1脚	100
	ピアノ椅子B(背なし) ※単独利用の場合に適用	1脚	100
	演奏者用椅子	1脚	50
	コントラバス椅子	1脚	100
	演台	1台	500
	司会台	1台	250
	机	1台	100
	椅子	1脚	50
	金屏風	1双	2,000
	平台	1台	150
	めくり台	1台	200
	高座用座布団(赤・紫)	1枚	300
	毛氈(緋毛氈・紺毛氈)	1枚	300
バレエ用シート ※テープは含まない	1式	5,500	

	仮設スクリーン (280インチ (16: 9))	1 式	800
照明設備	【照明Aセット】 サスペンションライト 1 (フラッドライト 1 列 4 灯、フレネルライト 1 列 12 灯) シーリングライト 1 列 16 灯 フロントサイドライト 1 列 4 灯 × 2 段 × 上下 (計 16 灯)	1 式	6,500
	【照明Bセット】 サスペンションライト 1 (フラッドライト 1 列 4 灯、フレネルライト 1 列 12 灯) サスペンションライト 2 (フラッドライト 1 列 4 灯、フレネルライト 1 列 12 灯) シーリングライト 1 列 16 灯 フロントサイドライト 1 列 4 灯 × 2 段 × 上下 (計 16 灯)	1 式	9,000
	【照明Cセット】 サスペンションライト 1 (フラッドライト 1 列 4 灯、フレネルライト 1 列 12 灯) サスペンションライト 2 (フラッドライト 1 列 4 灯、フレネルライト 1 列 12 灯) プロセニウムサスペンションライト (フレネルライト 1 列 8 灯) シーリングライト 1 列 24 灯 フロントサイドライト 1 列 4 灯 × 4 段 × 上下 (計 32 灯)	1 式	13,000
	フラッドライト (ボーダー)	1 列	800
	プロセニウムサスペンションライト	1 列	1,600
	LED アッパー水平ライト	1 列	1,000
	LED ロア水平ライト	1 列	1,000
	LED スポットライト	1 台	200
	LED パーライト	1 台	300
	LED エリプソイダルスポットライト	1 台	800
	ピンスポットライト	1 台	3,000
	ムービングライト	1 台	1,000
	スモークマシン (水性) ※リキッド及びファン 1 台含む	1 台	2,500
	スモークマシン用ファン ※単独利用の場合に適用	1 台	300
	エフェクトマシン	1 台	1,500
	波マシン	1 台	1,500
ミラーボール	1 台	1,000	

	照明用スタンド ※単独利用の場合に適用	1本	100
音響設備	音響基本セット（ホール内拡声装置） ※有線マイク1本、影マイク含む	1式	2,500
	ダイナミックマイク ※マイクスタンドを含む	1本	500
	コンデンサーマイク ※マイクスタンドを含む	1本	800
	ワイヤレスマイク ※マイクスタンドを含む	1本	1,000
	録音用コンデンサーマイク ※二点吊り専用ペアマイク	1組	1,600
	マイクスタンド ※単独利用の場合に適用	1本	100
	ダイレクトボックス	1台	500
	オーディオレコーダー	1台	1,000
	移動型ミキサー(アナログ)	1台	1,000
	移動型ミキサー(デジタル)	1台	2,000
	移動型入出力ボックス	1台	1,000
	移動型スピーカー	1台	800
	二点吊り装置	1式	500
映像設備	ホール固定大型プロジェクター	1台	3,000
	ブルーレイプレーヤー	1台	1,000
	映像スイッチャー	1台	1,000
楽器	フルコンサートピアノ ※ピアノ椅子1脚含む	1台	6,600
他	持込機器電源使用料	1Kw	100

スタジオ1設備【1区分あたり】

	名 称	単 位	料金(単位:円)
舞台設備	バレエ用シート(梨地グレー) ※テープは含まない	1式	3,300
	指揮者椅子	1脚	200
	指揮者台(折りたたみ式)	1式	300
	指揮者用譜面台	1本	200
	演奏者用譜面台(折りたたみ式)	1本	50
	演奏者用椅子 ※20台までは無料。21台目から有料。	1脚	50
	コントラバス椅子	1脚	100
	椅子(スタッキングチェア) ※20台までは無料。21台目から有料。	1脚	50
	大型モニター(60インチ(16:9))	1台	1,000
楽	セミコンサートピアノ ※ピアノ椅子1脚含む	1台	3,300

器			
他	持込機器電源使用料	1 Kw	100

スタジオ2設備【1時間あたり】

	名 称	単 位	料金(単位:円)
音楽備品	演奏者用椅子	2脚	無料
	演奏者用譜面台 折りたたみ式	1本	無料
他	持込機器電源使用料	1 Kw	無料

スタジオ3設備【1時間あたり】

	名 称	単 位	料金(単位:円)
音響設備	PAセット ※ダイナミックマイク、マイクスタンド4 組合む	1式	500
	アンプセット (ギターアンプ、ベースアンプ)	1式	500
楽器	ドラム・電子ピアノセット	1式	500
音楽備品	演奏者用椅子	2脚	無料
	演奏者用譜面台 (折りたたみ式)	5本	無料
他	持込機器電源使用料	1 Kw	無料

スタジオ4設備【1時間あたり】

	名 称	単 位	料金(単位:円)
楽器	アップライトピアノ ※ベンチ型椅子含む	1台	300
音楽備品	演奏者用椅子	6脚	無料
	演奏者用譜面台 (折りたたみ式)	8本	無料
他	持込機器電源使用料	1 Kw	無料

アートスペース設備【1区分あたり】

	名 称	単 位	料金(単位:円)
照明	ミニスポットライト	1台	200
他	持込機器電源使用料	1 Kw	100

共用備品【スタジオ1、アートスペース、交流広場は1区分料金、スタジオ2～4、ピアノ室、ルームは1時間料金を適用】

	名 称	単 位	料金(単位:円)	
			1区分	1時間

舞台・音響備品	平台 ※ホール備品のためホール優先	1台	150	50
	机	1台	100	50
	椅子	1脚	50	20
	仮設舞台（インテリステージ） ※設置人件費は含まない	1台	150	50
	ポータブルPA	1台	800	300
	ダイナミックマイク ※マイクスタンドを含む	1本	500	150
	CDラジオプレーヤー	1台	200	50
	ワイヤレスアンプ ※専用マイク2本を含む	1台	600	200
映像設備	ビデオプロジェクター	1台	1200	400
	自立式スクリーン（80インチ（16:9））	1台	400	100
	レーザーポインター	1本	200	50
他	展示用パネル	1台	150	50

備考

1 ホール、スタジオ1、アートスペース、交流広場における附属設備利用の回数については、条例別表に規定する施設の使用時間の区分に従い、表の午前、午後又は夜間の利用をもって1回、同表の午前・午後又は午後・夜間の利用をもって2回、同表の全日の利用をもって3回の利用とする。

2 ピアノの利用料金には、調律料を含まない。

3 ホール、スタジオ1、アートスペースの利用において、利用者が持ち込む設備又は器具に係る電気代等は、1kW未満の端数を切り上げ、実費を徴収する。

2 利用料金の納付

施設の利用料金は、指定管理者が認めた場合を除き、前納しなければならない。

3 利用料金の返還

次のいずれかに該当する場合は、利用者に利用料金を返還することができる。

- (1) 天変地異、不可抗力その他利用者の責めに帰することのできない理由により施設を利用できないとき。 100%
- (2) ホールの利用者が、利用日初日の181日前までに利用許可取消しの手続きをしたとき。 100%
- (3) ホールの利用者が、利用日初日の180日前から90日前までに利用許可取消しの手続きをしたとき。 50%
- (4) スタジオ、アートスペース、交流広場の利用者が、利用日初日の61日前までに利用許可取消しの手続きをしたとき。 100%
- (5) スタジオ、アートスペース、交流広場の利用者が、利用日初日の60日前から7日前までに利用許可取消しの手続きをしたとき。 50%
- (6) ルーム、ピアノ室の利用者が、利用日初日の7日前までに利用許可取消しの手続きをしたとき。 50%

4 施行年月日

令和4年5月24日

公 告

神戸市公告第39号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和4年5月10日

神戸市長 久元喜造

1 建築協定の名称

セラヴィレッジ舞多聞建築協定

2 建築協定区域の位置

神戸市垂水区舞多聞西5丁目3番1号 他

3 公開による意見の聴取の開催日時

令和4年6月3日（金）

11時00分から11時30分まで

4 公開による意見の聴取の場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

三宮国際ビル6階

建築住宅局602会議室

5 連絡先

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課

電話(078) 595-6555

神戸市公告第40号

総合評価落札方式一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年5月10日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

委託名称	旧港島クリーンセンター解体撤去工事に係る業務委託
業務概要	(1) 設計業務 (2) 解体撤去工事業務 (3) その他工事実施に必要な業務
業務場所	神戸市中央区港島8丁目3番

業務期間	契約締結の翌日から令和7年3月31日まで
------	----------------------

2 担当部局

〒651-0086 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST2階
神戸市環境局施設課（電話番号078-595-6162）

3 入札手続きの種類

この案件は、入札手続において提案書の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識、創意工夫等と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を採用します。

4 入札に参加する者に必要な資格及び制限

(1) 形態

単独企業又は特定建設工事共同企業体（甲型）

(2) 入札参加者の共通参加資格要件

入札参加者（共同企業体においては、全ての構成員）は令和4・5年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されている者とし、次のいずれにも該当しない者とする。

- ① 神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けている者（入札参加表明書等の受付期間の最終日から落札者の決定までの期間）。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは代理人として使用する者。
- ③ 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- ⑥ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第2項の規定による通告がなされている者。
- ⑦ 旧破産法（大正11年法律第71号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正11年法律第72号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。
- ⑧ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けている者。
- ⑨ 本業務に係る発注支援業務に関与する者及びこれらと資本関係又は人的関係のある者。なお、発注支援業務に関与した者は、次のとおりである。

中日本建設コンサルタント株式会社

(3) 単独企業又は共同企業体の代表企業に関する参加資格要件

本業務を遂行する単独企業又は共同企業体の代表企業は、次の要件を満たすものとする。

- ① 単独企業、共同企業体の代表企業は、建設業法第3条第1項の規定による「解体工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 神戸市工事請負競争入札参加資格における等級格付において、建築一般Aであること。ただし、入札参加表明書等の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
- ③ 単独企業、共同企業体の代表企業は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（基発401号の2平成13年4月25日）」または「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱の改正について（基発第0110第1号平成26年1月10日）」に基づき、過去10年間（平成24年4月1日から入札参加表明書等の受付終了日の14日前まで）に公共機関等（建設業法施行令（昭和三十一年八月二十九日政令第二百七十三号）第四十五条に規定される発注者）が発注したごみ焼却施設（一般廃棄物処理施設）で処理能力100 t / (日・炉) 以上の解体工事を元請（共同企業体として施工した場合においては、出資比率20%以上のものに限る）として契約し、履行した実績（部分解体工事を除く）を有すること（工事完了物件に限る）。
- ④ 単独企業、共同企業体の代表企業は、建設業法第26条に規定する監理技術者（業種：解体工事）を専任配置できること。
- ⑤ 単独企業、共同企業体の代表企業は、一級建築施工管理技士または一級土木施工管理技士の資格を有する現場代理人を配置できること。

(4) 共同企業体の参加資格要件

共同企業体の構成員の内、少なくとも1社は、神戸市内に本店を有すること。

5 総合評価に関する事項

(1) 入札価格に対する得点（以下「定量評価点」という。）の算出方法は次のとおりです。

定量評価点 = (最低入札価格 / 入札価格) × 定量評価点に配分された得点の満点（価格点は、小数点第3位を四捨五入するものとします。）なお、価格点に配分された得点の満点は40点とします。

(2) 技術などに対する得点（以下「定性評価点」という。）については、落札者決定基準（別紙）に従い、評価するものとします。なお、定性評価点に配分された得点の満点は60点とします。

(3) 総合評価は、入札者の定量評価点と定性評価点を合計した値（以下「総合評価点」という。）をもって行います。

6 入札に必要な書類を示す場所

〒651-0086 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST2階
神戸市環境局施設課（電話番号078-595-6162）

7 入札説明書等の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和4年6月17日（金）午後5時まで

(2) 交付方法

神戸市のWebページ(<https://www.city.kobe.lg.jp/a30783/kurashi/recycle/gomi/shisetsu/facility/gomishorishisetsu/minatojimacckaitai.html>) からダウンロードしてください。

(3) 神戸市のWebページを閲覧することができない者への交付

神戸市のWebページを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和4年6月17日（金）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

〒651-0086 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST2階
神戸市環境局施設課（電話番号078-595-6162）

8 入札に参加する者に必要な資格審査の申請書の受付

(1) 受付期間

令和4年6月13日（月）から令和4年6月17日（金）まで（本市の休日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所

〒651-0086 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST2階
神戸市環境局施設課（電話番号078-595-6162）

(3) 提出方法

持参により提出すること。

9 技術提案書類等の受付

(1) 受付期間

令和4年8月15日（月）午前9時から令和4年8月19日（金）正午
但し8月15日（月）から8月18日（木）については午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）まで受け付ける。

(2) 受付場所

〒651-0086 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST2階
神戸市環境局施設課（電話番号078-595-6162）

(3) 提出方法

持参により提出すること。

10 開札予定日時及び場所

入札書の入札価格の確認は、以下の確認日時に原則として入札参加者又はその代理人の立会の上、行うものとします。代理人が立会う場合は、委任状を提出してください。なお、当該入札では入札参加者の入札価格が予定価格を超えていないことを確認し、予定価格を超えている場合は、その入札参加者は失格とします。この際に、入札価格の確認の場で入札参加者の入札価格の公表は行いません。

(1) 日時

令和4年8月19日（金）午後5時

(2) 場所

〒651-0086 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST地下1階
神戸市環境局（電話番号078-595-6162）

11 落札者の決定方法

(1) 審査は二段階に分けて実施するものとし、入札参加者の資格要件を確認する第一次審査

と、第一次審査を合格した入札参加者の提案内容、業務遂行能力および入札価格を審査する第二次審査を実施します。第一次審査は、入札参加者について書類審査によって第二次審査のための提案を提出できる有資格者を選定します。なお、第二次審査に第一次審査の結果は影響しないものとします。

- (2) 第一次審査に合格した入札参加者から提出された入札書等及び技術提案書類等の内容について、第二次審査として落札者決定基準に基づき評価・得点化を行い、得点の最も高い提案をした入札参加者を落札者として選定します。なお、最も高い総合評価点の者が2者以上あるときは、定性評価点の高い者を落札者とし、更に定性評価点と同点である場合には、くじ引きにより落札者を選定します。

12 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第7条第2号の規定により免除します。

13 入札の無効

神戸市契約規則第12条に基づくほか、次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ・ 入札参加表明書等提出後、入札日までに不渡手形又は不渡小切手を出した構成員を抱える入札参加者が行った入札
- ・ 入札参加表明書等に記載された単独企業又は代表企業の代表者以外の者が行った入札
- ・ 参加資格のない者又は資格確認通知書を受理しなかった者の入札
- ・ 2人以上の者が同一の者の代理をした入札
- ・ 入札者が談合した入札
- ・ 記名押印を欠いた入札
- ・ 入札金額を訂正した入札
- ・ 誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札
- ・ 入札金額内訳書が提出されない場合や、記載すべき重要事項が欠けている、記載金額（内訳書の総工事費）が異なる場合等、業務を確実に履行することができないと認められる入札
- ・ 電送及び電話による入札
- ・ 提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- ・ この入札に参加する複数の者（組合（共同企業体を含む。）にあってはその構成員）の関係が、以下の基準のいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とする。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とならない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条

第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

① 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。その他入札に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった者の入札

14 手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

神戸市公告第47号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和4年5月12日

神戸市長 久元喜造

1 建築協定の名称

西落合5丁目地区建築協定

2 建築協定区域の位置

神戸市須磨区西落合5丁目14番36 他

3 縦覧期間

令和4年5月12日から同年6月8日まで

4 連絡先

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課

電話(078) 595-6555

神戸市公告第48号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和4年5月12日

神戸市長 久元喜造

1 建築協定の名称

六甲アイランドCITYウエストコート5番街戸建地区建築協定

2 建築協定区域の位置

神戸市東灘区向洋町中5丁目4番1号 他

3 公開による意見の聴取の開催日時

令和4年5月27日（金）

10時00分から10時30分まで

4 公開による意見の聴取の場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

三宮国際ビル6階

建築住宅局604会議室

5 連絡先

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課

電話(078) 595-6555

神戸市公告第51号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年5月24日

神戸市長 久元喜造

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

みなとシステムの保守・運用業務委託一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市港湾局港湾計画課

神戸市中央区港島中町4丁目1番1号 ポートアイランドビル7階

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社第一コンピュータリソース

大阪支店長 山崎 信也

大阪市中央区安土町2丁目3番13号

5 随意契約に係る契約金額

45,390,968円

6 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項の規定する者を契約の相手方としました。

7 随意契約による理由

他の特定役務をもって代替させることができない特殊な技術に係る特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているため。

神戸市公告第52号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年5月24日

神戸市長 久元喜造

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

住民記録システム 新仮想化基盤移行業務（令和4年度）一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局住民課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年4月15日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社 神戸支社

支社長 中田 洋介

神戸市中央区東町126番地

5 随意契約に係る契約金額

77,200,200円

6 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

7 随意契約による理由

既に契約を締結した特定役務（以下「既契約特定役務」という。）につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

神戸市公告第53号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年5月24日

神戸市長 久元喜造

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

戸籍総合システム 新仮想化基盤移行業務（令和4年度）一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局住民課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年4月15日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社 神戸支社

支社長 中田 洋介

神戸市中央区東町126番地

5 随意契約に係る契約金額

60,185,400円

6 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

7 随意契約による理由

既に契約を締結した特定役務（以下「既契約特定役務」という。）につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

神戸市公告第54号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年5月24日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市東灘区御影2丁目326番6、326番20、326番21
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
兵庫県小野市王子町868-1 イオン小野店1F
有限会社ネットハウジング
代表取締役 宮下 源一朗
- 3 許可番号
令和3年11月19日 第7129号

神戸市公告第55号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年5月24日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
神戸市財務会計システム運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市企画調整局デジタル戦略部
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所神戸支店
支店長 江崎 秀治
神戸市中央区雲井通7丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
69,985,806円
- 6 契約の相手方を決定した手続
次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 7 随意契約による理由
既に契約をした特定役務（以下「既契約特定役務」という。）につき、既契約特定役務に

接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。

神戸市公告第56号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年5月24日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市垂水区西舞子4丁目25番、34番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区大淀中1丁目1番30号
積水ハウス不動産関西株式会社
代表取締役 澤田 康志
- 3 許可番号
令和3年9月22日 第8014号
(変更許可 令和3年10月7日 第2001号)
(変更許可 令和4年3月25日 第2008号)

神戸市公告第57号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年5月24日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市西区伊川谷町有瀬字大西725番3の一部、725番10、725番20
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市西区伊川谷町有瀬725番地の4
小西 健二
- 3 許可番号
令和3年11月9日 第8020号

水 道 局

水道局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年5月12日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第6号

水道局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程

水道局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程等の一部を改正する規程(令和4年4月水道管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
<u>(施行期日)</u>	
第1条 この管理規程は、 <u>公布の日から施行する。</u>	この管理規程は、 <u>公布の日から施行する。</u>
<u>(勤務時間等の特例)</u>	
第2条 <u>職務の内容等により必要と認められる場合の水道局職員の勤務時間、休憩時間及び週休日については、当分の間、この管理規程による改正前の水道局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程第2条、第2条</u>	

の2、第2条の3及び第3条の規定
によることができる。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、この管理規程による改正後の水道局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程等の一部を改正する規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。

神戸市水道告示第6号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和4年5月24日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
71276	関山設備	加古川市東神吉町西井ノ口229-24	関山 忠治	令和4年4月29日

神戸市水道告示第7号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和4年5月24日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42201	FUJI工業	神戸市西区岩岡町西脇1014番地の1	藤田 孝治	令和4年4月30日
42202	陽設備	大阪府羽曳野市高鷲10丁目21番2号	水内 陽平	令和4年4月30日
42203	株式会社 キンライサー	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号	森 崇伸	令和4年4月30日
71276	株式会社 関山設備	加古川市東神吉町西井ノ口229番地の24	関山 忠治	令和4年4月30日

神戸市水道告示第9号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和4年5月24日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
------	----	-----	-----	-------

70016	有限会社カネ ヨシ	神戸市灘区八幡町3丁目1-12	三好 政信	令和4年4月 21日
-------	--------------	-----------------	-------	---------------

神戸市水道告示第10号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和4年5月24日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

指定番号	名 称	所 在 地	代表者	廃止年月日
70995	AI	神戸市北区広陵町6-58-2	池本 尚由	令和4年3月 31日

選挙管理委員会

神戸市選告示第1号

神戸市区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年5月10日

神戸市選挙管理委員会

委員長 岩田 嘉 晃

神戸市区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

神戸市区選挙管理委員会規程（昭和51年8月選告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（職員）</p> <p>第19条 事務局に事務局長、担当局長、次長、<u>担当部長</u>及び担当課長、課に課長、係に係長その他の職員、玉津支所に所長及び副所長その他の職員、<u>出張所に所長その他の職員</u>を置く。</p> <p>2 事務局に担当係長 <u>又は担当職員</u> を置くことができる。</p>	<p style="text-align: center;">（職員）</p> <p>第19条 事務局に事務局長、担当局長、次長、<u>担当部長（須磨区に限る。）</u>及び担当課長、課に課長、係に係長その他の職員、玉津支所に所長及び副所長その他の職員を置く。</p> <p>2 事務局に担当係長を置くことができる。</p>

3 次の表の左欄に掲げる職には、それぞれ当該右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

[略]	[略]
担当部長	保健福祉部長、北神区役所担当部長及び須磨区役所北須磨支所長
[略]	[略]
担当課長	総務部保険年金医療課長及び保健福祉部、北神区役所又は須磨区役所北須磨支所の課長又は担当課長のうち市長が指定した者（支所選挙課長として市長が指定した者を除く。）
出張所長	北区役所、北神区役所及び西区役所の出張所長
[略]	[略]
担当係長	総務部、保健福祉部、北神区役所、須磨区役所北須磨支所又は西区役所玉津支所の係長又は担当係長のうち市長が指定した者（選挙係長、支所選挙係長、総務係長又は玉津支所副所長として市長が指定した者を除く。）
[略]	[略]

3 次の表の左欄に掲げる職には、それぞれ当該右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

[略]	[略]
担当部長	須磨区役所北須磨支所長
[略]	[略]
担当課長	総務部保険年金医療課長及び北神区役所市民課長
[略]	[略]
担当係長	総務部まちづくり課、市民課、又は保険年金医療課の係長又は担当係長のうち市長が指定した者（選挙係長又は総務係長として市長が指定した者を除く。）及び北神区役所市民課総務係長
[略]	[略]

北神区 役所員	北神区役所員のうち市長が指定した者
玉津所 員	西区役所玉津支所員のうち市長が指定した者
出張所 員	北区役所、北神区役所及び西区役所の出張所の職員のうち市長が指定した者
担当職 員	総務部、保健福祉部又は須磨区役所北須磨支所の職員のうち市長が指定した者（選挙係員、支所選挙係員又は総務係員として市長が指定した者を除く。）

(職務)

第20条 [略]

2、3 [略]

4 課長、玉津支所長及び出張所長は、上司の命を受け、所掌する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5～7 [略]

別表（第19条関係）

北神区 役所員	北神区役所市民課総務係員（市長が指定した者に限る。）
玉津所 員	西区役所玉津支所員（市長が指定した者に限る。）

4 広報課、普及課並びに管理課の課員は、区役所総務部の職員のうちから、それぞれ市長が指定した者とする。

(職務)

第20条 [略]

2、3 [略]

4 課長及び玉津支所長は、上司の命を受け、所掌する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5～7 [略]

別表（第19条関係）

組織	分掌事務
[略]	[略]
玉津支所 (西区選挙管理委員会事務局に限る。)	[略]
出張所 (北区及び西区選挙管理委員会事務局に限る。)	選挙課の項、広報課の項、普及課の項及び管理課の項に規定する事務のうち、北区又は西区選挙管理委員会事務局長が定めるもの

組織	分掌事務
[略]	[略]
玉津支所 (西区選挙管理委員会事務局に限る。)	[略]

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

監 査 委 員

監査公表第2号

令和4年5月24日

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	山口由美

監 査 公 表

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により下記の内容について別紙のとおりその結果に関する報告を公表します。

記

令和3年度財務定期監査(2)

企画調整局、都市局、区役所、交通局	-----	監査報告第1号
-------------------	-------	---------

令和3年度財政援助団体等監査

一般財団法人神戸すまいまちづくり公社	-----	監査報告第2号
--------------------	-------	---------

神戸すまいまちづくり公社・神鋼環境ソリューション・		
---------------------------	--	--

神鋼環境メンテナンス共同事業体	-----	監査報告第3号
-----------------	-------	---------

令和3年度工事定期監査及び出資団体工事監査(2)

行財政局、区役所、文化スポーツ局、建設局、都市局、		
---------------------------	--	--

建築住宅局、教育委員会事務局、神戸市道路公社、		
-------------------------	--	--

公立大学法人神戸市外国語大学	-----	監査報告第4号
----------------	-------	---------